

もしかしてうちも？ ～家庭内のモラハラに気づくヒント～

家庭内、特に夫婦間でのモラルハラスメント（以下モラハラ）は、加害者側も被害者側もその自覚がないことが多く、また周囲にも気づかれにくいと言われています。

12月4日～12月10日は「人権週間」です。加害者にも被害者にもならないために、家庭内のモラハラについて学んでみませんか？

日 時

令和7年 12月4日（木）14：00～15：30

会 場

青森市男女共同参画プラザ「カダール」研修室
（青森市新町1丁目3-7 アウガ5階）

対 象

青森市・平内町・今別町・外ヶ浜町・蓬田村に
お住まいのかた 定員40名程度

講 師

寺田 悠さん（田村良法律事務所 弁護士）

- モラハラとは
- モラハラと夫婦喧嘩の違い
- モラハラかも？と気づいたら



11/27まで

お申込み・お問合せは・・・青森市人権男女共同参画課へ

TEL 017-734-2296 FAX 017-734-5765

✉ jinken-danjo@city.aomori.aomori.jp

右の二次元コードからも申込みできます



※お申込みの際は、①氏名②連絡先をお知らせください

【主催】青森市

青森市男女共同参画プラザ「カダール」（指定管理者：NPO法人あおり男女共同参画をすすめる会）
東青地域男女共同参画ネットワーク